提出書類	備考
1. 申請書(様式①-1)	
2. 売買契約書の写し	申請者が契約者であること。 契約日、引渡し日が確認できること。
3. 低未利用土地であることが確認できる書類 (以下のいずれか)	農地の場合、農業委員会により低未利用土地等であることが確認されていること及び農地法3・5条許可書が必要。
a)空き家バンクへの登録が確認できる書類	
b) 宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・ 空き店舗である旨を表示した広告	
c)電気、水道、ガスの使用中止日が確認できる書類	電気・水道・ガスの使用中止日が売買契約日よ
※最終の料金引落日がわかるもの等	り1か月以上前であること。
d) 宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを 証する旨を確認した書類(様式①-2)	a~cが提出できない場合に限る。
4. 買主が購入した土地・建物を利用する意向を証した書類 (以下のいずれか)	
a) 宅地建物取引業者が買主に利用する意向を確認し、 宅地建物取引業者及び買主が署名したもの(様式②-1)	
b) 買主が利用する意向について作成し、署名したもの (様式②-2)	
c) 宅地建物取引業者が譲渡後の土地利用について 確認した書類(様式③)	a~dが提出できない場合に限る。
5. 申請のあった土地等に係る登記事項証明書	売買契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を越えること。
	申請する土地等と一筆であった土地からその年 の前年又は前々年に分筆された土地等の場合、 低未利用土地等確認申請書の交付を受けた実績 がないこと。
6. その他の書類	
付近見取図(位置図)	申請地がわかるようにすること。
写真	申請地を2方向以上から撮影したもの。

※申請には手数料300円が必要です。

【申請・問合せ先】

有田市役所経営企画課まちづくり係

TEL 0737-22-3731

FAX 0737-82-1725